

日本国籍者である未成年の子を養育する親権者の方へ

お知らせ 未成年者の旅券発給申請における注意点

未成年の子に係る日本国旅券の発給申請の際には、親権者である両親のいずれか一方の申請書裏面の「法定代理人署名」欄への署名をもって、両親の同意を代表するものとみなして申請書を受け付けています。

ただし、旅券申請に際し、もう一方の親権者から子の旅券申請に同意しない旨の意思表示が、あらかじめ日本国内にある都道府県旅券事務所や海外にある日本国大使館、総領事館に対して提出されているときは、旅券の発給は、通常、当該申請が両親の合意によるものとなったことが確認されてから行うこととなります(不同意の意思表示は、親権者であることを証明する書類(戸籍など)を添付の上、書面(自署)で行うことが原則になります。)

その確認のため、都道府県旅券事務所や在外公館では、通常、子の旅券申請についてあらかじめ不同意の意思表示を行っていた側の親権者に対し、同人が作成(自署)した「旅券申請同意書」の提出意思をお尋ねし、同意書の提出が行われた後に旅券を発給しています。

また、国によっては、父母の双方が親権を有する場合に、一方の親権者が、子を他方の親権者の同意を得ずに国外に連れ出すことを刑罰の対象としていることがあります。実際に、居住していた国への再入国に際し、子を誘拐した犯罪被疑者として逮捕されたり、ICPO(国際刑事警察機構)を通じて国際手配される事案も生じており、そのように国内法で子の連れ去りを犯罪としている国に所在する在外公館では、在留邦人の皆様がこのような不利益を被ることを予防する観点から、子の旅券申請の際には、他方の親権者の不同意の意思表示がない場合であっても、旅券申請に関する両親権者の同意の有無を口頭にて確認させていただいておりますので、あらかじめご承知ください。

本件に関するご質問等については、最寄りの都道府県旅券事務所、日本国大使館、総領事館、又は外務省旅券課までお寄せください。

平成22年4月
外務省領事局旅券課
<http://www.mofa.go.jp>